

○津山工業高等専門学校安全保障輸出管理に関する 規程

平成28年3月18日
規程第22号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の安全保障輸出の適切な管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則（機構規則第120号。以下「管理規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「輸出管理責任者」とは、統括責任者の下で本校の輸出管理にかかる業務を適正かつ円滑に実施する者をいう。

(安全保障輸出管理の管理体制)

第3条 本校における安全保障輸出管理を適切に管理するため、管理規則第7条に規定する輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、校長をもって充てる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の周知に関すること。
- 二 該非判定及び取引審査並びにこれらの記録の保存に関すること。
- 三 経済産業大臣への輸出管理に係る許可申請に関すること。
- 四 経済産業省への輸出管理に係る相談に関すること。
- 五 その他学校又は本部事務局内の輸出管理の重要事項の決定に関すること。

3 管理責任者は、本校における国際交流、研究、技術移転、資産管理及び海外への資機材の輸出に関する事務を担当する学術・社会連携推進事務室と連携して安全保障輸出管理業務にあたるものとする。

(事務)

第4条 安全保障輸出管理に関する事務は、学術・社会連携推進事務室が関係部署の協力を得て処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年3月18日規程第22号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。